

三原市農業委員会第1回定例総会議事録

1. 開会日時・場所

日時 令和3年1月25日(月) 午後2時00分
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員 19名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	上田 励二
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	久留本 忠美
13番	河村 博	14番	花山 哲男	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	山口 龍子
19番	武郷 勝巳				

欠席委員

なし

3. 議事録署名人

10番 堀本 隆司 12番 久留本 忠美

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 内藤 博志 係長 岡 泰彦 主査 東 徹 主任 茂見 鉄平
農林水産課 主事 白須 早紀

5. 審議事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第4号議案 非農地証明申請について
第5号議案 農用地利用集積計画について
第6号議案 農用地利用配分計画について
第7号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、19名で定足数に達しておりますので、第1回総会は成立しております。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、10番 堀本委員、12番 久留本委員を指名します。

議長 これから申請に基づく議題に入ります。

議事日程は、日程第1を第1号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど事務局から提案のありましたように、日程第5 第5号議案及び日程第6 第6号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

議長 日程第5 第5号議案を上程します。

農用地利用集積計画について、三原市長から決定を求められるものです。

第5号議案に係る資料5の第1番から第207番について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局

議案書10ページをご覧ください。第5号議案農用地利用集積計画について説明します。
この農用地利用集積計画については、農地中間管理機構を活用し農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は議案書中段に記載の地域別面積集計に記載しています。

〇〇地域から件数10件、筆数29筆、面積41,271㎡

〇〇地域から件数70件、筆数178筆、面積458,093.75㎡が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については資料5の2ページから14ページに記載しています。今回の利用権設定については申請者からの申し出に基づくものです。以上で説明を終わります。

議長

担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議長

異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
農用地利用集積計画の第1番から第207番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は、挙手願います。

議長

挙手全員であります。
よって、農用地利用集積計画について、資料5の第1番から第207番は、原案のとおり承認決定されました。

議長

次に、日程第6 第6号議案を上程します。
農用地利用配分計画について、三原市長からの諮問です。
第6号議案に係る資料6の第1番から第35番について審議します。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により3回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議を行います。
それでは、担当者の説明を求めます。

事務局

議案集11ページをご覧ください。第6号議案農用地利用配分計画の諮問について説明します。該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の促進に関する法律の規定により農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸付を行うもので、農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求めるものです。

今回農地の受け手に対して貸付を計画する農用地は議案書中段に記載の地域別面積集計に記載しています。

〇〇地域にて件数4件、筆数29筆、面積41,271㎡

〇〇地域にて件数1件、筆数6筆、面積13,143㎡について意見を求めます。

利用権を設定する農用地については資料6の2ページから4ページに記載していますのでご覧ください。以上で説明を終わります。

議長

これからは、個別に審議します。
はじめに、資料6の第12番から第15番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議長

それでは、担当者の説明を求めます。

事務局

第12番から第15番については、〇〇地域から件数1件、筆数4筆、面積7,704㎡を農事組合法人〇〇が受けるものです。以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
農用地利用配分計画の第12番から第15番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、ただ今の農用地利用配分計画については、原案のとおり承認決定されました。
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて議事を進行します。
資料6の第30番から第35番までを審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 それでは、担当者の説明を求めます。

事務局 第30番から第35番については、〇〇地域から件数1件、筆数6筆、面積13,143㎡を、株式会社〇〇が受けるものです。以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
農用地利用配分計画は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、農用地利用配分計画 第30番から第35番については、原案のとおり承認決定されました。
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて、資料第12番から第15番を除く、資料第1番から資料第29番について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 第1番から第5番については、〇〇地域から件数1件、筆数5筆、面積2,111㎡を〇〇が、第6番から第11番については、〇〇地域から件数1件、筆数6筆、面積7,118㎡を〇〇が、第16番から第29番については、〇〇地域から件数1件、筆数14筆、面積24,338㎡を〇〇有限会社が受けるものです。以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。

ただ今審議しました農用地利用配分計画は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は、挙手願います。

- 議長 挙手全員であります。
よって、ただ今の農用地利用配分計画については、原案のとおり承認決定されました。
第6号議案に係る審議は全て終了し、原案のとおり承認決定されました。
ここで農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。
- 議長 次に、日程第1 第1号議案を上程します。
農地法第3条の規定による許可申請について、第1件から第11件について審議します。
事務局より説明を求めます。
- 事務局 議案書1ページをご覧ください。第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。
第1件は、中之町6丁目の〇〇から、福山市御幸町の〇〇が、中之町3丁目〇〇、地目：畑 199 m²を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第2件は、呉市広本町の〇〇から、中之町3丁目の〇〇が、中之町3丁目〇〇 地目：畑 410 m²を、以前から管理しており、居住地の隣にあるので譲り受けるものです。当該案件は、令和2年第12回総会で別段面積の特例区域が設定された農地です。
第3件は、山口県宇部市の〇〇から、下北方2丁目の〇〇が、高坂町真良〇〇 ほか2筆 地目：田 合計4,072 m²を、農業経営規模拡大を考えており、居住地から近いいため譲り受けるものです。
第4件は、兵庫県尼崎市の〇〇から、幸崎能地7丁目の〇〇が、幸崎能地1丁目〇〇 ほか2筆 地目：畑 合計612.47 m²を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第5件は、明神3丁目の〇〇から、鷺浦町向田野浦の〇〇が、鷺浦町向田野浦〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計2,905 m²を、農業規模拡大をはかるため譲り受けるものです。
第6件は、本郷町船木の〇〇から、本郷町船木の〇〇が、本郷町船木〇〇、ほか2筆、地目：田1筆 畑2筆 合計1,392 m²を、以前から就農を希望しており、居住地から近いいため譲り受けるものです。
第7件は、三次市畑敷町の〇〇から、本郷町上北方の〇〇が、本郷町上北方〇〇 地目：田 130 m²を、隣接する田とともに耕作するため譲り受けるものです。
第8件は、本郷町南方の〇〇から、本郷町南方の〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：田 423 m²を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第9件は、久井町和草の〇〇から、久井町和草の〇〇が、久井町和草〇〇 地目：田 3,055 m²を、農業経営を行うため譲り受けるものです。
第10件は、宮浦5丁目の〇〇から、久井町羽倉の〇〇が、久井町羽倉〇〇 ほか2筆 田：1筆 畑：2筆 合計789 m²を自作農地に近く、耕作しやすいため、規模拡大のため譲り受けるものです。
第11件は、大和町平坂の〇〇から、本郷南5丁目の〇〇が、大和町平坂〇〇 ほか15筆 田：12筆 畑：4筆 合計13,761.32 m²を、農業経営を引き継ぐため譲り受けるものです。
以上、第1件から第11件の案件は、すべて農地法第3条の許可要件を満たしております。
農地法第3条による許可申請の説明は以上です。
- 議長 順次、地元委員の調査報告を求めます。
- 16番 第1件2件が担当のため続けて報告します。第1件は1月16日に20番推進委員と確認しました。譲受人の〇〇は福山に住んでいますが、週に1,2回帰ってきて耕作されています。弟の自宅の畑も作っておられ、別に問題ないと思います。
第2件については先月別段面積が出されたところで、問題ありません。
- 19番 第3件は1月20日に22番推進委員と現地確認しました。さきほど事務局から説明があったとおりで、譲受人も若くてやる気があり、今後も規模拡大したいということでした。特に問題ありません。
- 12番 第4件は1月22日に25番推進委員と現地を確認いたしました。幸崎駅から東の山沿いに位置していました。きれいに管理され柑橘が植えられていました。問題ないと思います。

- 10 番 第5件は1月21日に26番推進委員と現地確認しました。場所は県道のすぐ隣の土地で、譲渡人は親も亡くなり農業の経験も無く、親戚の〇〇に譲り渡すとのことで、問題ないと思います。
- 7 番 第6件は1月16日に28番推進委員と譲受人の妻立会いのもと現地確認しました。事務局の説明どおり許可要件を満たしているので特に問題ありません。
- 17 番 第7件は1月22日に27番推進委員と現地確認を行いました。〇〇がすでに耕作している農地の中にある土地を譲り受けるもので、別に問題ありません。
- 4 番 第8件は1月16日に申請者立会いのもと29番推進委員と現地確認しました。現在隣接地は宅地開発のため作付け予定は来年度となりますが、営農経験も豊富で問題ないと思います。
- 1 番 第9件と第10件を併せて報告します。1月17日に3番委員、31番推進委員、33番推進委員と現地確認を行いました。9件は親子ですので問題ないと思います。10件は〇〇と〇〇も親戚同士で、現在も畑でいろいろなものを作っておられるので問題ないと思います。
- 9 番 第11件は1月20日に37番推進委員と現地確認をしました。親から子への譲渡ですので特に問題ありません。
- 議 長 地元調査委員の報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・
- 議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第3条の規定による許可申請、第1件から第11件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は、挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、農地法第3条の規定による許可申請、第1件から第11件の本案は、原案のとおり許可決定することに決しました。
- 議 長 次に、日程第2 第2号議案を上程します。
農地法第4条の規定による許可申請について、第1件を審議します。
事務局より説明を求めます。
- 事務局 議案書6ページをお開きください。第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
第1件は、〇〇氏が、久井町和草〇〇 畑 599㎡について駐車場8区画に転用するものです。
申請地は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は、「農地法第4条第6項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。
農地法第4条に係る許可申請についての説明は以上です。
- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 1 番 第1件は1月17日に3番委員、31番推進委員、33番推進委員と現地確認しました。事務局の説明どおりです。第2種農地です。
- 議 長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

- 議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第4条の規定による許可申請, 第1件の本案は, 原案のとおり許可決定することについて, 賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって, 農地法第4条の規定による許可申請, 第1件の本案は, 原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に, 日程第3 第3号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について, 第1件から第8件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書7ページをお開きください。第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。
第1件は, ○○から株式会社○○が, 八幡町美生○○ ほか1筆 地目: 田 1,652㎡について, 所有権の移転を受け, 太陽光発電施設に転用するもので, 内容は太陽光パネル360枚, 9棟, 発電量49.5kW規模です。
第2件は, ○○から○○が, 高坂町真良○○ 地目: 田 806㎡について, 賃借権を設定し事務所及び駐車場に一時転用するもので, 内容は, 事務所1棟, 駐車場10区画です。
本申請地は「高坂第一地区」として平成5~8年度に実施された「土地改良総合整備事業」により整備された「特定土地改良事業等の施行区域内」にある農地で, ほ場整備事業で非農用地区域として換地されており, 許可基準は, 「農地法施行令第11条第1項第2号」の「一時的な利用に供するために行うものであって, 当該利用の目的を達成する上で農地を供することが必要であると認められるもの。」に該当します。
第3件は, ○○から株式会社○○が, 本郷町本郷○○ 地目: 田 1,611㎡(東本通土地区画整理区域内・仮換地○○街区○○ 1,049.36㎡)について, 所有権の移転を受け, 宅地に転用するもので, 内容は分譲住宅7棟です。
本申請地は, 「都市計画法第8条第1項第1号に規定する「用途地域」内の農地で, 許可基準は, 「農地法第5条第2項第1号ロ(1): 市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。
第4件と第5件は, 譲渡人と譲受人が同一のため併せて説明いたします。
○○から株式会社○○が, 所有権の移転を受け, 太陽光発電施設に転用するもので, 第4件は, 大和町和木○○ 地目: 田 550㎡, 太陽光パネル144枚, 3棟, 発電量33kW規模です。第5件は, 大和町和木○○ ほか1筆 地目: 田 2,278㎡, 太陽光パネル324枚, 10棟, 発電量49.5kW規模です。
第6件は, ○○から○○が, 大和町和木○○ 地目: 田 2,000㎡について, 所有権の移転を受け, 太陽光発電施設に転用するもので, 内容は太陽光パネル276枚, 9棟, 発電量49.5kW規模です。
第7件は, ○○から○○株式会社が, 大和町大具○○ ほか1筆 地目: 田 1,322㎡について, 所有権の移転を受け, 太陽光発電施設に転用するもので, 併用地98㎡を含めての利用であり, 内容は太陽光パネル360枚, 5棟, 発電量49.5kW規模です。
第8件は, ○○から○○が, 大和町大具○○ 地目: 田 483㎡について, 所有権の移転を受け, 太陽光発電施設に転用するもので, 内容は太陽光パネル170枚, 6棟, 発電量49.5kW規模です。
第2件と第3件を除く申請地は, いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で, 許可基準は「農地法第5条第2項第2号: 申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ない」と認められること」に該当します。
農地法第5条に係る許可申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。続いて地元委員の調査報告を求めます。
- 8番 第1件は1月17日に21番推進委員と現地確認しました。現地は市内から14キロ離れたところで, 国道から南側へ100メートルくらい入ったところです。農地区分は第2種農地です。周辺の農地に影響は無いので問題ないと思います。
- 19番 第2件は1月20日に22番推進委員と申請者の○○と現地確認しました。農地は第1種農

地です。事務局の説明どおりで問題ないと思います。

17 番 第3件は1月22日に27番推進委員と現地確認しました。第3種農地です。東本通土地区画整理事業の中にあり、別に問題ありません。

9 番 第4件から6件まで担当なので続けて報告します。1月20日に37番推進委員と現地確認しました。事務局の説明どおり、いずれも太陽光発電への申請案件であり、周辺農地にも問題ありません。すべて第2種農地です。

5 番 第7件と第8件が担当ですので続けて報告します。第7件は1月18日に38番推進委員と現地確認しました。事務局説明どおりで問題ありません。第8件も1月18日に38番推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおりで問題ありませんでした。どちらも第2種農地です。

議 長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

3 番 第2件の一時転用が4月30日までとなっていますが、期限後はどのように確認するのですか。

事務局 完了届を提出してもらうことにより、事務局で復元を確認します。

議 長 その他質疑はありませんか。
・・・「異議なし」の声あり。・・・

議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第5条の規定による許可申請、第1件から第8件の本案は、原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって農地法第5条の規定による許可申請、第1件から第8件の本案は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に、日程第4 第4号議案を上程します。
非農地証明申請について、第1件から第3件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをお開きください。第4号議案 非農地証明申請について説明します。
第1件は、〇〇から、和田3丁目〇〇 地目：畑 638㎡について、平成元年頃から耕作放棄し現在に至り、現況地目：原野として非農地証明申請が提出されています。
第2件は、〇〇から、本郷町上北方〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計155㎡について、昭和45年頃から耕作放棄し現在に至り、現況地目：原野として非農地証明申請が提出されています。
第3件は、〇〇から、大和町平坂〇〇 ほか4筆 地目：畑 合計779㎡について、形状が悪く耕作困難なため昭和60年頃から耕作放棄し現在に至り、現況地目：原野として非農地証明申請が提出されています。
申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。非農地証明申請についての説明は以上です。

議 長 順次、地元委員の調査報告を求めます。

12 番 第1件は1月22日に25番推進委員と現地を確認いたしました。現地は三原市役所から南に約1.5キロメートルぐらいの傾斜地にありまして、もう本当に山になっていました。問題ないと思います。農地区分は第二種です。

17 番 第2件は1月21日に27番推進委員と現地確認を行いました。現地は昭和45年頃から耕

作放棄されておりまして、雑木等が生えております。特に問題ありません。農地区分は第二種です。

9 番 第3件は1月20日に37番推進委員と現地確認しました。事務局の説明どおり、こちらも市道ののり面に近く原野の状態で、問題ありません。農地区分は第二種です。

議 長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
非農地証明申請,第1件から第3件について,原案のとおり賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって,非農地証明申請,第1件から第3件については,申請どおり決しました。

議 長 次に日程第7 第7号議案を上程します。
農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて,第1件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをお開きください。第7号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」について説明します。

本議案は,農業委員会が定める別段の面積を定める区域である特例区域の設定を求めるものです。

第1件は,宗郷4丁目の〇〇が所有する,幸崎能地1丁目〇〇,地目:畑,96㎡を,管理できない小さな農地があり,農地を取得し,新規就農したい希望者がいるため,特例区域に設定を申し出たものです。

別段面積の特例区域設定要綱第2条第1項第2号の設定基準「担い手への農地集積が見込まれず,かつ,荒廃農地又は将来荒廃農地となるおそれがある農地」に該当します。

農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについての説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

12 番 1月22日に25番推進委員と現地を確認いたしました。幸崎より東へ約5キロぐらい山沿いのところにあります。〇〇と〇〇は兄弟だそうです。現地を確認しましたが問題ないです。

議 長 地元委員の調査報告は,特例区域の設定について承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議 長 異議なしと認めます。これより,採決に入ります。
本議案に賛成の方は,挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって,「農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に規定する別段面積の特例区域設定要綱」に基づく特例区域は,原案のとおり決しました。

以上,「審議事項」を終了し,続いて「報告協議事項」に入ります。

事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 5件
○農地法第4条の規定による農地転用届出受理 2件
○農地法第5条の規定による許可不要案件 2件
○農地改良届出受理 1件
○登記官等からの農地転用事実に関する照会 4件

○非農地の判断 1件

議長

2 その他

○ジャンボタニシによる水稻の被害を防ぐために（チラシの配布）について

○新型コロナウイルス感染症拡大防止について

○今後の日程

2月25日（木）14時

その他、何かありませんか。

無いようなので、これをもちまして総会を終了します。

ご苦労さまでした。